

ども、私ある政府当局者から、物すごい法律です。よといふ批判を聞いたことがあります。したがつて、これはやはり内容がいかにも現在の憲法秩序、法秩序から見るべきさまじいもの、法秩序を破るおそれがあるものとして部内にそういう意見があつたためにあえて議員立法にゆだねたんじやないでしょうか、うがつたようなお話をですが、率直にお伺いするわけです。

○國務大臣(福永健司君) 率直にお答えします。

決してそういうことではありません。で、最高裁の人が国会の立法についていまお話しのあつたようなこと、それが適切かどうかはこれはいろいろ批判もございましたし、また立場立場によつてその種の発言については責任を持ってやられることはございませんが、誤解を生じてもまずいというように私は思います。これが人の發言でござりますから。また先ほどお話しのように、物すごい法律ですよと言つて、だれが言つたか知りませんけれども、物すごいのにもいろいろあって、物すごくどういうか——その後がありませんから。でございますが、ちょっとその言葉を拝聴いたしましたと、まあ私は私なりの想像もしてゐるわけですが、政府はそういう疑いがあるから、それになるべく近づかないようなどいふようなことになつたといふことでは決してございません。また、提案者たる議員各位におかれましても、それなりの確信を持つて対処しておられるところでございまして、そういうふうなお話があるということ、これはもう見方がこういうものについてはいろいろございますから、これはこれなりに当然であると思うんでございますが、私どもがそういうことを念頭に置いて、だからよけて通るためにそういう措置に出たということではございません。もう一度申し上げます。率直にそういう次第でございます。

○寺田熊雄君 たゞいま提案者が確信を持って提案したということを運輸大臣もおつしゃいました。私もそうだと思いますので、これから提案者に直接その提案をされた法案の内容についてお尋

ねをしたいと思つてますが、暴力主義的破壊活動の用に供せられる建築物その他の工作物とは主としていわゆる團結小屋を指すものである、いろいろそのほかにあるにいたしましても、最も主要な対象はいわゆる團結小屋を指すものであると言わせておりますが、そのとおり承つてよろしいですか。

○衆議院議員(足立篤郎君) そのとおりでござります。

○寺田熊雄君 そうといたしますと、團結小屋が現在どのように利用されておるか、また幾つ程度あるものであるということを、提案者は実態を把握しておられますか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 私も現地へ視察に参りまして、あのぶち壊された管制室から周囲をながめまして、目と鼻の先にいわゆる團結小屋が点在しております。しかも團結小屋の密集している地帯は俗に外法権とか無法地帯とか言われております。したならば三・二六事件のような問題が日夜起ころんじやないか、とても国際空港としての用をなさない、そこでこの立法を考え出したわけですが

いまして、現状につきましては、きのうも詳細にわたくち質疑応答がございました。これはむしろ三・二六事件のようないい聞取りをしておきたいと思います。

○寺田熊雄君 いま提案者はその現状を把握して、こういうものをとても放置できないというお話をありましたね。それじゃそのとてもこういうものを放置できないとお考えになつたのはどういふ事実に基づいてお考えになつたんでしょう。それを警察庁にゆだねるのでなく、また航空局にゆだねるのでなく、提案者がお感じになつたその事実上の根拠をお伺いいたしたいんですが。

○衆議院議員(足立篤郎君) きのうの質疑応答は非常に違つたね。それじゃそのとてもこういうものがどういふものについてはいろいろございますから、これはこれなりに当然であると思うんでございますが、私はこういふことを念頭に置いて、だからよけて通るためにそういう措置に出たということではございません。もう一度申し上げます。

○寺田熊雄君 たゞいま提案者が確信を持って提案したということを運輸大臣もおつしゃいました。私もそうだと思いますので、これから提案者は警察當局が毎日調べておりますから、数は若干

変動するようでござります。これに常住し、そこで火炎びんを製造し、軍事訓練をし、そして出撃勢をとつておるという状態を放置いたしますば封鎖、ときにはもうどうにもほかに方法がない場合には、いろいろしばりはかけておりますが、それは一体どういうふうな基準であなたはそういうふうに御認定になつたんでしょうか。私はその客観的に把握したことと大変違うんです。いう判断に立つたわけでござります。

○寺田熊雄君 いま提案者は、そこに暴力主義的破壊活動者がおるということをおつしやいましたね。それは一体どういうふうな基準であなたはそういうふうに御認定になつたんでしょうか。私はその客観的に把握したことと大変違うんです。たゞ申し上げた三十四とか当時は三十五であったとか言っていますが、その團結小屋から暴力主義的破壊活動者の集団がそこを根拠にして、そして空港を襲撃したことは事実でござりますから、これはいま現在おる人が、全部暴力主義的破壊活動者であるかどうかという認定は私にはできませんが、まあ蓋然性から考えましてそう認定するのが当然ではなかろうかというふうに私は考えております。

○衆議院議員(足立篤郎君) 先ほど申し上げましたとおり、の大騒ぎを起こしました三・二六事件の際に、三十数カ所あつた團結小屋が利用されたといいますか、根拠地になつたといふことは、あなたもお認めいただけると思うんです。いま團結小屋に常住している人がどういう種類の人であるか、これは私はわかりません。しかし、過去の経験から、空港を襲撃する場合に、これが再び拠点として使われないという保証はないわけであります。これはきわめて危険なことでございまして、したがつて、私どもがいま提案している法案は、いきなり撤去とかいうような乱暴なことを言つておるわけではございません。まず必要がある場合には封鎖をすると、そしてどうしようもないときには除去することもできると、そしてそれは国が損害の補償まですると、こういう段取りを考えて

は非常に違うわけですね。全国から來た人が出撃したというのといまいる人間がそうだというよなことでは大いに違つてしまつて、これには警察は警察なりに警備の万全を期さなきゃなりません。しかし、これは非常に労多くして功が少ない。かえつて混乱を巻き起こすという状態が確認されました。そこで私どもは航空の安全を期するために、どうしてこの團結小屋というものは何とか処置をつける。まず使用禁止、場合によれば封鎖、ときにはもうどうにもほかに方法がない場合には、いろいろしばりはかけておりますが、それは一体どういうふうな基準であなたはそういうふうに御認定になつたんでしょうか。私はその客観的に把握したことと大変違うんです。たゞ申し上げた三十四とか当時は三十五であったとか言っていますが、その團結小屋から暴力主義的破壊活動者の集団がそこを根拠にして、そして空港を襲撃したことは事実でござりますから、これはいま現在おる人が、全部暴力主義的破壊活動者であるかどうかという認定は私にはできませんが、まあ蓋然性から考えましてそう認定するのが当然ではなかろうかというふうに私は考えております。

○衆議院議員(足立篤郎君) 多分にその御答弁に私は内容の変化があると思いますよ。初めの提案者の御説明では、そこに現在破壊活動者がおるかのことを御答弁でしたけれども、現在おる者が破壊活動者かどうかわからなければ、先般の事件の場合には、全国から來た者がそこから出撃したということ

いるわけでございますから、その点も御理解をいただきたいと思います。

○寺田雄熊君　ただいま提案者、私は非常に良心的な御発言だと思います。初めは現在おる者が破壊活動者であるかのごとき御答弁であり、次いで全国から、いやそれはいまの者はわからないと蓋然性とおっしゃって、いまはただいまの御答弁では、いま現在おる者が破壊活動者かどうかは自分としてはわからぬとおっしゃる。だから、いますぐ撤去するなんていう乱暴なことは考えていないとおつしやる。そうですね、もう一遍確認いたします。間違ございませんな。

さらに申しまするならば、私は願わくはこうした法は、法の存在によつて、法の發動を見る」と

なくいろいろの事態が起らぬようことで済むというような社会、それをひたすら念願するのであります。

○寺田熊雄君 次に、本法案第二条第二項の「暴力主義的破壊活動等を行い、一というのはすでに

行つた者でありますから、これはもう私ども、行政が認定するのにさほどの困難はないと思いますけれども、「行うおそれがあると認められる者」というのは、私どもの経験ではきわめて困難な仕事でもあると思いますが、また乱用のおそれも多分にあるものだと思いますが、この「行うおそれがある」ということを認定する基準をどこに置かれるか、これは提案者にお尋ねします。

○衆議院議員(足立篤郎君) 「おそれがあると認められる者」ということにつきましては拡大解釈

とはけしからぬ、判事の思想を調査するというよ
うなことを言つてきましたこともあります、自ハ反

ましたけれどもね。そういう実際われわれは歴史的経験を持つておるわけですよ。だからこれを一緒に飯を食つた、時事を談じた、かかわつたということじや無限に拡大されるでしよう。だから、かかわつた者というは提案者としてはどの程度の者を指してお考えなのか、それはやっぱりしづつていただかなきやいけませんよ。

○衆議院議員(足立鶯郎君) これはまあ非常にお答えがむずかしいわけでございますが、私の考えでは、やはりいま申し上げたような暴力主義を中心としたけれどもね。そういう実際われわれは歴史的経験を持つておるわけですよ。だからこれを一緒に飯を食つた、時事を談じた、かかわつたということじや無限に拡大されるでしよう。だから、かかわつた者というは提案者としてはどの程度の者を指してお考えなのか、それはやっぱりしづつていただかなきやいけませんよ。

○衆議院議員(足立篤郎君) この法律が成立いたしましたと、これは認定その他は行政府に任されるわけでありまして、その場合の認定について提案者者がいまここで規制するといいますか、束縛するようなことは避けたいと思いますが、すべて現状で認識に基づいて行政府の責任においてこの認定が行われるというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○寺田熊雄君 それでは運輸大臣にお尋ねいたし

○國務大臣(福永健司君) よく御質問の御趣旨をわからせていただきました。まあ私もちらりと種の新聞記事を見たこともあります。私は決して新聞の活字によつて法の適用を——それは皆さう非常にファッショ的な治安立法以外の何物でもないわけですよ。ですから、私は提案者なり運輸大臣がそういうことを企図しているのかどうかなど、いうことを念を押したいわけです。お二方の再度の御答弁をお願いします。

が幾らでもできるじゃないかという御心配があつての御質問と考えております。たとえば従来二条に、第二条に書いてあります定義がござりますが、これは現行法のそれぞれ犯罪を構成する罪に当たる行為を列挙しているわけでございますが、そうした「暴力主義的破壊活動」を行つて検挙されたことがあるというような者、あるいはいま第二条に掲げております「暴力主義的破壊活動等」を主張をしておる集団に所属をしておる、それにかかわつておるというような者、そういう者が原

張する団体に直接メンバーにはなつてないが常に行動をともにしているとか、またたとえば成田のあの周辺の団結小屋で、そうした暴力主義集団が集合したときに一緒に集合をして、その協議に参加しているとか、そういうのは団体員でなくてもやつぱりかかわった者という範囲へは含めておかないと、この規制は万全を期せられないというふうに思っていますが、いまお話しのように、一緒にどこかで食事をしたからおまえはかかわりがあるじゃないとか、あるいは血つながりがある

○國務大臣(福永健司君) 私は国会でお決めになつておられるんじゃないでしょうかね。いま足立さんは、それは自分としてはわからないということをおっしゃつたんですねが、運輸大臣いかがですか。

○国務大臣(福永健司君) 私は国会でお決めになりまする法に忠実であることを旨といたしたいと考えるわけでございまして、ただいま審議の途中でござりますから、政府側がどの解釈にいたします、どうこうということはむしろ慎むべきであつる。現に寺田さん等もおっしゃつておられますこと等をよく拝聴いたしまして、もし、この法案が議了され、成立するということになりましたら、その条文はもとよりでございますが、あらゆる観点からこれを最も公正に、最も妥当に運用していく責任があるうと、こういうように考えます。

人がお考えになつておられるようなこと等が出来まする場合は、これはもちろん例外はございましまふが、いま話が出ておりますようなことにつきましては、そういう活字があつたから運輸省がそういうことを考へてやることでは決してございません。またそうしたことにどられるようないまでも、私が運輸省の吏員、職員等でありまするならば、これは大いに私調査の上今後について強く戒めることがなければならぬと思いますが、いずれにいたしましても、私は法の何を待つておつて、成立したとすぐにそういうことをするなどということは毛頭考へていられないわけでござります。

○衆議院議員(足立萬郎君) 先ほども申し上げましたとおり、この認定等につきましては行政府間に違ひなく行政府で処置をしてもらうというのが立法者の意思であります。

○寺田熊雄君 徒戍犯罪を行つて検挙されたことがある者、それから暴力的な破壊活動の必要性を主張する団体に加入している者あるいはこれにかかわった者 一応の基準をしていただいたわけですね。

で、これは、かかわった者というのはどの程度の者なんでしょう。ちょっと、いや私がお尋ねをするのは、私ども過去において治安維持法違反の裁判をした経験があるんですよ。一緒に食事をしたり、それから時事を談じたりした者も「相互ノ意識高揚ニ努メ、以ツテ日本共産党ノ目的遂行ニ資スル行為ヲシタル者ナリ」といつて懲役三年、現実に検事がそういうことで起訴をし、私どもも裁判を余儀なくされたわけですよ。もちろん執行猶予にしました。そして検事が、執行猶予にする

から、親戚だからかわりがあるじゃないかとか、何かきのうも質問の中にはありました。成田の反対農民の中にはおやじは反対でこちこちだが、家族はむしろ賛成だというようなお話を聞いていました。ですから、これはなかなか精神分析をしなきゃならぬということになりますから、むずかしい問題でございますが、やはり基準はその行動に基づく蓋然性という点に置くべきではないかと、いうふうに考えてます。

らく不可能だと思いますよ。まあ航空局長さん部下までいらっしゃって一生懸命やつていらっしゃる御誠意のほどは私どもよくわかりますけれども、しかしそんなところまで運輸当局が認定し得るものとはどうてい考えられない、いかがでしょ、運輸大臣。

○國務大臣(福永健司君) 条文の中にあること等についてないしは、たとえばいまかかわり合いがあるというような表現においてどういうようにそれを解釈して運用していくかということ等については、挙げて立法過程が進んで法律成立後にわれわれはそれについての所見等を、もし必要がありとするならば言うべきであると思うわけでございまして、したがつて、そういう解釈等は、審議の過程のものについてどうこうといふことは私は申し上げるわけではございません。これは大いに憤まなければならぬ。そのことは足立さんの言うこともよく聞き、寺田さんの言うこともさらにまあ同じようによく聞くということでなければならぬと思います。

で、いまお話しの運輸大臣が認定する云々といふことは、まあ国会でそういうふうにお決めになりますするならば、これ容易でないと私は思いました。思いますけれども、そしてまた、私はそういうことをいたしたいなどと考えているのではございません。ただし、国会でお決めになりますことに対しても忠実でなければならぬ、民主主義政治のもとにおいて当然そうであろうと思つわけでござります。

そこで、いまお話しのむずかしいがどうじゃどういうお話、私も大変むずかしいと思います。でございますから、このむずかしいことをそつとうに御決定なさいます場合においては、いろいろ論議のありますところ等をよく心得て公正な運用をしていかなければならぬ、そういうわけでございまして、恐らくまだこれも決まっているわけじゃないからその点は御理解をいただきたいと思うでございますが、運輸省限りでとてもそんな材料を集めたりなんというようなわけにはいかぬと

思います。ですからさういうときにはそういうことをいろいろやつておられる所管しておられるところ——そういうことというとちよとこれは語弊がありますが、関連することで所管しておられる方面等にもいろいろ資料を提供してもらう等の措置を講じなきゃならない、こういうように考えております。

○寺田熊雄君 私もこの法案を現実に運用すると

説明でもすでに過去において犯罪を犯したりして

いる、検挙せられた者というのは、これをもう把

握しておるものは警察しかないわけですね。それ

から、暴力主義的破壊活動を主張している団体に

加入している者、これも公安調査庁なりあるいは

警察当局なりにこれは依存せざるを得ないわけ

ですね。したがつて、私は、これはやはりこの法案

は治安当局が現実には執行することになると、こ

れはもう間違いない事実だと思う。私ども過去に

おいて治安当局が、終戦前は憲兵隊もそうでした

けれども、私どもが判断するよりもはるかに危険

分子というものの幅を広げてしまふわけですよ

ね、いままで。そういう危険性というものは過

去の経験にかんがみてどうしても否定できない。

ここで警察当局にお尋ねをするけれども、一体

被犯活動者だ、この団結小屋に入った者はこれは

と残りの二千三百名というものは認定できなかつたと、こういうわけですからして、そうなるとこ

れはそういう人々が集まつたときにこの破壊活動者かどうかということを認定するということはき

わめて至難のことになるとだけれども、警察當

局、それは集まつたときに七千名のうち、これは

破壊活動者だ、この団結小屋に入つた者はこれは

と、正直言つてあなたの意地悪い質問でございま

すが、まあ率直に申し上げますと、あの成田の周

辺というのは、どう考えてもこれはまさに異常事

態です。そして、さつきも申し上げたように無法

地帯と言われる、白昼、警察官が一人で危なくて

歩けないと言われるような地帯が現出しているわ

けでありますと、とうていこれは法治国家として

考えることのできないような状態が起つてゐる

わけでござります。これも根本を調べてみます

と、やっぱりいつでも利用できるこの団結小屋と

いうものが現に存在をすると、これはもともと不

法建築で、建築許可等を取つて正規につくられた

ものでないことは御承知のとおりでござります。

私が最も現行法で何とかこの取り締まり、場合に

いうものが現に存在をすると、これはもともと不

法建築で、建築許可等を取つて正規につくられた

ものでないことは御承知のとおりでござります。

私は最も現行法で何とかこの取り締まり、場合に

いうものが現に存在をすると、これはもともと不

法建築で、建築許可等を取つて正規につくられた

</

る危険がないように、聖徳太子が運用するんじゃないんですから。だから普通人であれば安心して運用ができるようなものでなければならないわけですよ。さあ、どうだろうかという、提案者が首をひねらなければならぬなよなことを、どうして現実の行政当局が自信を持って運用できるでしょうか。あなたは非常に意地悪な質問だと言つて、それじや二人ならどうなんですか。三人ならどうなんですか。それは現実に起り得るでしょう。それを治安当局は、これは危険な破壊分子が出入したということで、運輸省の方にそういう情報をお寄せるかもしれません。そういう危険性を非常に持つた法案だということはこれは疑いがないんですよ。決してこれは意地悪な問題じやないであります。

それから無法地帯だということを提案者は非常に強調なさいますが、私は、あなたの世界観では、国家といふものは決して階級支配の道真ではないと信じていらつしやると思うんです。道義的な存在だと思つていらつしやると思うんですね。それならば国民もだれかが無法な状態を現出したからといって、こちらも対応的に无法的にならぬことにならぬのです。われわれはあくまでもやっぱり憲法九十九条によつて憲法を守つていかなきゃいかぬ。相手が無法だからこつちが無法していいということにならぬのです。だから、そんな認識で立法されては困るんです。相手が無法であつても、こちらは憲法を守り法律を守つていかなきゃいけませんよ。そうでしょう。

○衆議院議員(足立篤郎君) 先ほどの御質問、一人でも暴力主義者がおればそれは対象になるかという御質問でございましたが、私がちょっとと答弁に不備がございました。いま御審議願つてある法案には御承知のとおり「多數の暴力主義的破壊活動者の集合の用」ということになつてますから、多數は何人かと、二人が多數か、三人が多數かと言つてみると、これまた認定の問題になるわけでございます。

る危険がないように、聖徳太子が運用するんじゃないんですから。だから普通人は心配しないでいいんですけど、それを治安当局は、これは危険な破壊分子が出入したということで、運輸省の方にそういう情報をお寄せるかもしれません。それは現実に起り得るでしょう。それを治安当局が自信を持って運用できるでしょう。それを治安当局は、これは危険な破壊分子が出入したということで、運輸省の方にそういう情報をお寄せるかもしれません。それは現実に起り得るでしょう。

それから無法地帯だということを提案者は非常に強調なさいますが、私は、あなたの世界観では、国家といふものは決して階級支配の道真ではないと信じていらつしやると思うんです。道義的な存在だと思つていらつしやると思うんですね。それならば国民もだれかが無法な状態を現出したからといって、こちらも対応的に无法的にならぬことにならぬのです。われわれはあくまでもやっぱり憲法九十九条によつて憲法を守つていかなきゃいかぬ。相手が無法だからこつちが無法していいということにならぬのです。だから、そんな認識で立法されては困るんです。相手が無法であつても、こちらは憲法を守り法律を守つていかなきゃいけませんよ。そうでしょう。

○衆議院議員(足立篤郎君) 先ほどの御質問、一

他細かに全部承知しているわけではございません。周辺の異常な事態といふものの認識に立ちますと、あの団結小屋をそれでは尊重し、存置しなきやならぬ理由といふものは私どもはわからぬわけではありません。周辺の異常な事態といふものの認識に立ちますと、あの団結小屋をそれでは尊重し、存置しなきやならぬ理由といふものは私どもはわからぬわけではありません。周辺の異常な事態といふものの認識に立ちますと、あの団結小屋をそれでは尊重し、存置しなきやならぬ理由といふものは私どもはわからぬわけではありません。

それから、目には目をといふようなお話をございましたが、私ども決してこれ感情的にこの法案を立案したわけではございません。あの成田の周辺の異常な事態といふものの認識に立ちますと、あの団結小屋をそれでは尊重し、存置しなきやならぬ理由といふものは私どもはわからぬわけではありません。周辺の異常な事態といふものの認識に立ちますと、あの団結小屋をそれでは尊重し、存置しなきやならぬ理由といふものは私どもはわからぬわけではありません。

○衆議院議員(足立篤郎君) いまの御質問は、結構現行法によつてこれが違反になつてゐるかどうかといふ判定の問題でござりますから、私が答えますから、憲法を守つていいないじやないかといふ御発言は私は受け取るわけにはまいらないわけであります。

○寺田熊雄君 慎法を守つていいやえんをこれからだんだんとお尋ねをしていくわけですが、非常な御認識の違いが提案者のお言葉の節々にうかがわれるわけです。たとえばあの団結小屋は違法建築であるということをおつしやいましたね。その建築許可をとつてない。あんな農村で建築許可が要ると思っていらつしやることがすぐにおかしいわけですよね。たんばの中にお百姓さんが建てるのに建築許可が必要なんですか。私は要らぬと思いますよ。それからお百姓さんが自分の所有地に建てるのにどうしてそれが違法なんでしょうか。それからまた現実の団結小屋の中にはお百姓さん、石橋さんといふ副委員長の離れがありますよ。それから公民館を使用している者もありますよ。どうしてそれが違法なんでしょう。ですから、そういう点で事実の認識を全く欠いていらっしゃるということを私ども見るわけですね。

○衆議院議員(足立篤郎君) 私も建築基準法その他細かに全部承知しているわけではございません。から、必要があれば専門家から答弁してもらいたいと思つていますが、いまあなたは自分の土地に建物をつくるのは勝手じゃないかと言いますが、それを放置しますと、これはもういわゆるスプロール現象というのが起きまして大変な問題になるので、いろいろと基準を決めておるわけであります。それから立法府としてもこれは放置できない問題だ。そこで私どもは四党共同提案の協議をする段階で、いやしくも憲法違反のそりを受けたくないということで慎重に検討したつもりでございましたが、それでも、憲法を守つていいないじやないかといふ御発言は私は受け取るわけにはまいらないわけであります。

○寺田熊雄君 慎法を守つていいやえんをこれからだんだんとお尋ねをしていくわけですが、非常な御認識の違いが提案者のお言葉の節々にうかがわれるわけです。たとえばあの団結小屋は違法建築であるということをおつしやいましたね。その建築許可をとつてない。あんな農村で建築許可が要ると思っていらつしやることがすぐにおかしいわけですよね。たんばの中にお百姓さんが建てるのに建築許可が必要なんですか。私は要らぬと思いますよ。それからお百姓さんが自分の所有地に建てるのにどうしてそれが違法なんでしょうか。それからまた現実の団結小屋の中にはお百姓さん、石橋さんといふ副委員長の離れがありますよ。それから公民館を使用している者もありますよ。どうしてそれが違法なんでしょう。ですから、そういう点で事実の認識を全く欠いていらっしゃるということを私ども見るわけですね。

○衆議院議員(足立篤郎君) 暴力主義的破壊活動者を逮捕したり処罰したりというこの法律ではな

いわけでもございまして、いまお述べになりました一号、二号、三号、こういう用に供せられる工作物についての規制措置を定めるのがこの立法の趣旨でござりますから、おっしゃるとおり、火炎びん等製造したり保管したりしていれば、火炎びんの法律がござりますから、現在も検査等あるいはその火炎びんの押収等は警察が努力をしているわけであります。工作物はそれ自体が暴力を働く止命令とかそういう処置ができない。で、したがって、どうしてもこの立法をしない限りこの工作物についての規制ができないということでこの立法を考えたわけであります。

○寺田熊雄君　いま提案者がおっしゃったこの趣旨というものが、それなりにやはり正しいわけですよ。私の質問に対する答えじゃないけれども、おっしゃつたことは間違いないと思いますよ。確かに建物自体に、たとえば伝染病の病原が汚染したというような、伝染病予防法で除却するような、建物それ自体の性質じゃないけれども、ね、人が問題なんですから。で、私は、その人が供したと、たとえば上に鉄塔を建てたということになると、それはそれなりにいま現行法で、犯罪ですからね、現行法で取り締まるわけですよ。それをあえてこの法案をつくったということは、第一号の「集合の用」に用いるということになりますが、同時にそれを、行為をするおそれがあるという、その二つに着眼して、そこにこそ意味があるんじゃないかと言つてお尋ねしているわけなんです。いかがです。

○衆議院議員(足立篤郎君)　さつきから申し上げているとおり、その「多數の暴力主義的破壊活動者」が集合したり、あるいは航空機の航行の安全を阻害するような工作物ですね、建物、それが航空法ではそれそれで、あと十センチも高ければ航空法違反になるというようなものが現実にあるわけでございますが、そこを開港して飛行機が離着陸する

陸する場合に、突然何らかの物がそれ以上に建てるばこれは非常に危険な状態になる。したがつて、私どもはその建物それ自体を問題にしてゐる。いま質問者もおっしゃつたとおりでございます。

○寺田熊雄君 そこで、いま提案者がおっしゃつたのは、建物それ自体が航空機の航行の妨害になるような、そういう行為を恐れていらっしゃるとして、そういうことでしたね。それは十分私どもも理解するわけですよね。それが航空法違反として、犯罪ですからね、だから早速取り締まればいいので、現行法で十分暗えるということを私は申し上げておるわけなんですね。だけど、あなたたちはそのおそれがあるということをおっしゃるわけですから、まあそれはいいとして、いま申し上げたこの「多数の暴力主義的破壊活動者の集合の作用」という問題で、先ほども私は申し上げたその認定の困難さということを考えますと、たとえば、破壊活動には反対だけれども、現地の農民を援助するというためには——私どもも知つてゐる人にもあるんですね。たとえば、日本原の農民の諸君なんというのは、おばちゃん連中がやっぱり集まるわけですね。それから、忍草の農民なんかが集まるわけです。それらの人々が憲法二十一条一項による集会の自由であるとかあるいは表現の自由、「デモの自由」というようなものを憲法で保障された基本的人権として持つておるわけですからね。それを一律に破壊活動者だなんということで、何とか、近寄らせないと、それから命令を出してふん縛つちゃうと、聞かなければ、建物も壊ちやうと、そういうようなおそれのある法案だということで、私どもはこんなにいわば一生懸命になつて御反省をお願いしておるわけなんですねけれども、その私どもの趣旨はおわかりでしょうか、提案者いかがですか。

屋というのは、今までの経験からしまして、どう考えても成田空港開港阻止を叫ぶ暴力主義者の出撃の拠点になつていいということがでございまから、この本当の安全を図るために、社会公共の福祉を図るためにもこれは私はこのまま見逃しておつたんではとてもその安全が図られないという前提に立つて物を判断しているわけでございますので、いまおっしゃるような善良な方々がある集会の目的でお集まりになる、そういうものを規制するという考え方はございません。

○寺田熊雄君 提案者の場合はよろいがそのそぞから出でしまうんですよね。どう考へても、三・二六の事件のときに出撃したからそのままほうつておけないというお言葉でしよう。そうすると過去にそういう事実があつたから擣ちやうさんだということにつながりはしませんか。どうでも提案者はもとに戻つちゃうんですよ。いかがです。

○衆議院議員(足立篤郎君) 現場をこらんいたただきますとよく御理解いただける——もうもちろん御承知の上だと思っておりますが、あの畠の中、野原の中にはつんぱんと建つてゐるいわゆる團結小屋、これは大体土建業者が工事現場につくるプレハブ、飯場のたぐいと同じようなものが建つてゐる。その周辺にどこから集めたか形の違う材木を埋め込んで、それを鉄線でつないで、いわゆる西部劇に出てくる昔のとりでみたいなものができるわけであります。その何といいますか、そういう不便な場所をわざわざ使って善良な一般の市民の方々、農民の方々が会合の用に供するということ自体、私には現場の認識からしますと理解が困難でございます。しかし、いまおつるようなその善良な方々、暴力主義者でない、うな方々が会合をやるのに利用する建物までぶち壊してしまうというようなことは考えておりませ

ば予断といいますかね、私どもの裁判用語で言いますと。もうすでにその予断なり先入主でもつてこの法案をつくつていらっしゃるわけですよ。なるほど、過去においてはそういうことがあつたのかもしれません。これも多分に吟味を要しますけれども、しかし、それだからといっていきますぐそれを壊しちまうというのはこの法案の趣旨から離れておかしいんじやありませんか。先ほどは、その場所に出入りする人間を厳密に吟味して、こういう基準で認定して、そして使用禁止にし、それを壊すんだとおっしゃった。今度はまた、そうじやなくて、過去においてやつたんだから、だからどうしても壊さなきやいけないんだというようなお話を、本質が出来てしまうといいますか、前の御答弁といまどもうすっかり矛盾するんですよね。いかがですか。

たように、集合の用に現実に供している人間と所有者が別人格の場合に、その家を除却するということ自体がいまの憲法三十一条と二十九条に違反しないかどうかという問題を考えてみたいんですけれども、これは提案者の方では、いま申し上げたように、現実にそれを命令に違反してその建物を占有し、そして使用する人間と、それから所持者が異なる場合に、その建物を除却するということですね、これはいまのこの法案ならできますけど、それがいまの憲法三十一条や二十九条に違反しないとお考えでしようか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 私どもはさつきから申し上げているとおり、憲法違反のそりは受けたくないという気持ちから、特に四党共同提案で協議をしました段階で、慎重の上にも慎重を期して検討してまいりました。これは憲法論議でございますから、当然衆議院の法制局、内閣法制局、法務省その他関係機関協議してもらいまして、この線ならば憲法二十九条、三十一条、いずれにいたしましても違反のおそれはない、こういう判断を受けまして提案をいたしました。詳細については専門家の方からお聞き取りいただきたいと思います。

○寺田熊雄君 これは一般論で結構ですから、内閣法制局長官に、その建物を現実に使用する人間と、それから建物の所有者が違う場合に、その建物を不法に使用したという事実があつたからといって、その建物を除却してしまうことが憲法三十一条、二十九条に違反しないかどうか、一般論としてどうです。

○政府委員(真田秀夫君) この場は非常に公式の席でございますので、冷やかなお答えになるかと思いますけれども、具体的にいまここで御審議の立場にあるわけではございません。いま御質問者がおっしゃいましたように、一般論として憲法二十九条なりあるいは三十一条との関係について内閣法制局はどう思っているかという御趣旨と承りましてお答えをしたいと思います。

で、憲法二十九条は、それはもう古も御承知のとおり財産権を保障しておりますが、その第二項においては、その「財産権の内容は公共の福祉に適合するよう、法律で定める。」こうなつておりますけれども、これは裏から申せば財産権の行使について、これは裏から申せば財産権の行使であります。それはもう民法の第一条にもござりますし、およそ権利の保障があるところには、それはもう絶対無制限の保障じゃなくて、公共の福祉の面からする合理的な制約というものは、これはあつて差し支えない。憲法も当然許容しているところであるとわれわれは考えておるわけでござります。

したがいまして、この法案の中身 자체ではございませんで、一般論としまして、公共の福祉に反するような、そういう財産権の行使はまかりにらぬという法律をつくることは、これはその規定の内容が具体的かつ相当であれば、これは憲法二十一条に反するものではないというふうに考えております。

それから次に、三十一条との関係でござります。

けれども、三十一条、これも百も御承知のところ、実は本来的には刑事手続に関する規定であろう。これも通説だと思いますが、ただ行政処分であるからといって、三十一条の底に流れている法意を全然無視してやってもよろしいかといえば、そうは私たちも思っておらないので、できるだけその態勢に応じて三十一条にい、いわゆるデューリー・プロセスの原則は尊重しなければいかぬといふふうに考えております。考えておりますが、これはまた行政処分でございまして、刑事手続と違ったために、その後第三者が提出した保釈保証金を没収するという決定、これについても同じ

裁判所の大法廷の判例は私も十分承知しております。これもだいいまおっしゃいましたように、実は第三者所有の物に対する没収、いわゆる第三者的没収に関する規定でございまして、そのほかに第三者が保釈保証金を出して被告人が保釈の条件に違反したために、その後第三者が提出した保釈保証金を没収するという決定、これについても同じような趣旨の判例がその後出ました。いずれも古い判例を変更して出したものでございますが、これはどちらも刑事手続そのもの付加刑ではございませんけれども、犯罪なんですね。あるいは刑事事件に伴って生じた決定手続で、それと一般的の行政処分とはおのずからそこに性格の相違もありますので、その当該行政処分を行うについてのその事前手続としてどの程度必要かというよう

な点につきましては、それは当該行政処分の発動によって受けた国民の不利益の程度とか、あるいはその行政処分によって達しようとする公共の福祉の度合い、そ

要件、事実の明白性とか、そういういろんな事項を総合参照しまして、そして必要な、合理的であり、かつ相当と認められる程度の手続を踏めばよろしいと、そういうふうに考えております。

○寺田熊雄君 最後に一問だけ。あとは運輸委員会に参つて質問したいんですが、三十一条を私がえて申しましたのは、その所有者の意見表明の旨は当然入っているんだろうと思うのですね。つまり、これはもう民法の第一条にもござりますし、およそ権利の保障があるところには、それはもう絶対無制限の保障じゃなくて、公共の福祉を取り壊すというような、所有権に対する侵害を差し支えない。憲法も当然許容しているところであるとわれわれは考えておるわけでござります。

したがいまして、この場合は財産の没収であります。されども、家を壊してしまふといふことは財産の没収といさきかも異なるらぬという法律をつくることは、これはその規定の所有権の侵害という問題では、その場合に、それが憲法三十一条に違反しないかどうかということがあります。長官いかがです。これは御承知のように、運輸委員会の方で詳しく申しますけれども、最高裁判所の判例もあるわけです。所有者の意見、弁解、防衛の機会を与えるに、そしてこの場合は財産の没収でありますけれども、家を壊してしまふといふことは財産の没収といさきかも異なるらぬという法律をつくることは、これはその規定の所有権の侵害といふことは、その場合に、それが憲法三十一条に違反しないかどうかということがあります。

○政府委員(真田秀夫君) ただいま御指摘の最高裁判所の大法廷の判例は私も十分承知しております。これもだいいまおっしゃいましたように、実は第三者的所有の物に対する没収、いわゆる第三者的没収に関する規定でございまして、そのほかに第三者が保釈保証金を出して被告人が保釈の条件に違反したために、その後第三者が提出した保釈保証金を没収するという決定、これについても同じように、それは私たちも思っておらないので、できるだけその態勢に応じて三十一条にい、いわゆるデューリー・プロセスの原則は尊重しなければいかぬといふふうに考えております。考えておりますが、これはどちらも刑事手続そのもの付加刑ではございませんけれども、犯罪なんですね。あるいは刑事事件に伴って生じた決定手続で、それと一般的の行政処分とはおのずからそこに性格の相違もありますので、その当該行政処分を行うについてのその事前手続としてどの程度必要かというよう

事柄であるというふうに考える次第でございまます。○寺田熊雄君 大変、何といいますか、牽強付会の議論であります。時間が参りましたので、あとは運輸委員会ですね、もう一遍運輸委員会に出てください。この点でさらに詰めてみたい。○神谷信之助君 本法案の審議に当たりまして、すでに衆議院でわが党の小林議員が要求をいたしました以来、しばしば警察当局に対して團結小屋に関するこれまでの調査資料の提出を求めておりますが、現段階に至るまで提出をされておりません。なぜそういう状況になつているのか。まあ、この点についてお答えいただきたいと思います。

○説明員(近藤恭二君) 団結小屋につきましては、できる限り御答弁申し上げているわけでございますが、資料につきましては、先ほど三月二十六日の事件の未検挙の被疑者がまだあるわけですが、資料等につきましては、先ほど三月二十六日の事件の未検挙の被疑者がまだあるわけですが、資料等につきましては、御提出は御容赦ござります。また、背後関係等が分明すべき点がござりますし、また、共謀関係の被疑者の割り出しがござつた面につきましても、当面まさに捜査中でござります。そうしたことと、いま全容解明に努力をいたしておるところでござりますし、また、これから新たな措置を検討する際でもござりますので、資料等については、御提出は御容赦ござりますし、また、御容赦申しあげます。

○神谷信之助君 それでは具体的にお聞きいたしましたが、團結小屋が現在のところ三十四カ所だと聞いておりますが、あるいは電話は、このうち答弁をなされておりますが、あるいは電話は、何カ所引かれておるとか、あるいはそれぞれの小屋にそれぞれどういうセクトが何人ぐらい常駐をしているのかということとか、平素何をやつておるのか、あるいは各團結小屋の常駐者の氏名とか、住民登録をして住民票を持っている者、持っていない者、この有無の状況。それから各團結小屋の所有者名、それから團結小屋の大きさとか構造、これらおわかりでしたら明らかにしていただきたいというふうに思います。

○説明員(近藤恭一君) お答えをいたします。

団結小屋の個所数につきましては、ただいま駆のものは三十四カ所になつております。これはこのほかに非常駆の団結小屋が二カ所と、いわゆる要塞というものが二カ所でございます。

なれど、この常駐の團結小屋その他は、さきまして月末の現在では三十三カ所であつたのでございますが、四月中に新しく二カ所があつて三十五カ所という時期がございましたが、五月の始めと申しますか、私ども十日前に確認したところでは、一カ所減りまして、現在三十四カ所というふうになつております。

で、いろいろ凶器等の置かれている状況があるといふことは私ども確認をいたしているところでございます。

また、団結小屋の常駐者の氏名等につきましては、これまで成田闘争で検挙されたことがある者とか、捜索差し押さえの際に立会人となつた者につきまして、一部の名前はわかつておりますけれども、そのほとんどはやはり氏名等については明らかになつております。また、所有者等につきましても、これはたとえば部落の共有財産であるということが明らかなるものもござりますけれども、大部分は明らかでございませんで、現在なおその実態の把握に努めているところでございま

なお、こうした私どもただいま御質問ございましたのでいろいろ御報告をいたしましたが、これらはいずれも警察活動を通じまして、私どもが警察活動の中ですでに把握したものでござりますので、その点もつけ加えて御報告いたします。

○神谷信之助君　そういう警察活動を通じて把握をされた状態、特に、凶器などが置かれている状況などは把握をしているということですが、もう一度確認しますが、そういうことですか。

○説明員(近藤恭二君) 団結小屋における凶器の状況等の御質問でござりますが、鬪争時に使用されます火炎びんとか鉄パイプ、竹ざお等の凶器の隠匿、保管場所として利用されておるというふうなことは、私どもが、これは平素の警察活動といたることでなくて、団結小屋に対しまする搜索、差

し押さえの過程を通じましてたくさんの証拠品の押収という形で確認をいたしております。○神谷信之助 これまで、これらの暴力団が団結小屋を破壊活動のための作戦の会議とかあるいは火炎びんの製造、武器の貯蔵あるいは動員の拠点に利用するなどがすでに明らかになってきており、それに対してなぜ警察当局としては必要な手段といいますか、そういうものを適切に行使をしてこなかつたのか、こ

の辺はいかがですか

○説明員(近藤恭二君) 団結小屋に対し警察の必要な取り締まりなりの検査手段をどう尽くしたかという問題でございますが、私ども常に團結小屋等につきましてはいろいろな機会に可能な限り

搜索、差し押さえ等を実施しておるわけでござります。昨年以降だけでも延べ百三十一ヵ所に対し搜索を実施いたしております。凶器類を含む証拠品七千八百点余を押収するというふうなことで、これは強力な取り締まりを実施しておるといふふうに思います。五十二年中は二十一件で延べ七十九ヵ所の団結小屋を凶器準備集合、公務執行妨害、火炎びん使用取り締まり法の違反等で搜索

持ち込みをも含めて、徹底して、團結小屋に集会したりあるいは貯蔵したりすることができないような状況をつくり出していくということがなぜきておらなかつたのか。現に凶器準備集合罪、あるいは火炎びん法とかいろいろありますわね。これらの法律を運用して根絶を期していくということがどうしてできなかつたのか。あるいはさぞかしに、火炎びん法なんかは、国会で審議をされたときには、この法律は現場で押さえられるのに非常に有効だという答弁もなされているわけで、それならば、現場で押さええるのに非常に有効な法律をわざわざつくつてまでやられているわけですから、それをもつと有効に発動していくことがなほできていなかつたのか、この点はいかがですか。

○説明員(近藤恭二君) 囚器等の取り締まりのために努力が足りないのではないかという御指摘でございますが、囚器等の押収のために私どもできるだけの努力をして、裁判官の令状を得て捜索を繰り返しておるという状況は先ほど御説明したとおりでございます。

火炎びんにつきましては、火炎びん取り締まり法ができて、これは非常に効果を發揮したというふうに思っております。七年間ほとんど火炎びん法が有効に働いて、多数集合の場合の火炎びん使用の事案はなかつたわけでございますけれども、昨年の五月以降成田の現地において非常に火炎びんが使われるようになつたという状況でござります。これにつきましては、またそれなりに私ども対処をしつかりしたいと思っておりま

また、凶器等が現場に来る前にもつと制圧する手法を使わないのかどうかでござりますが、これは、現場の周辺ないし全国的に、特に首都圏等につきましては十分な検問の体制をとつておりますし、防犯的な措置といたしましても、各々の警察におきまして、たとえば火炎びりになり得るような空きびん等の保管等につきましては、それ注意を促し、あるいは盗難等の場合には届け出を励行していくなどにお願いをして

おりましたところ、最近になりまして、非常に空きびんが盗難に遭ったというふうな届け出が出ております。これは、彼らがそういうふうに動いて、いるということと同時に、私どもの防犯の活動がそれなりの効果を上げているものというふうに思つております。

○神谷信之助君 けさも——けさですか、十二ヵ所を強制捜査やられたわけですか、先ほどの。けさやられたわけですね。そうすると、大体現在は三十四ヵ所の団結小屋には凶器類というのはほとんど存在をしない状況になつてていると言えるのでしょうか、その点はいかがですか。

○説明員(近藤恭二君) けさの捜索につきましては、十三ヵ所でござります。三百三十点の火炎びん、鉄パイプ等を押収をいたしておりますが、そ他の団結小屋その他要塞等を含めまして、どういう状態になつておりますか、その中の状況はちゃんと存続をしない状況になつてていると言えるのでしょうか。

○神谷信之助君 これは中の状態がわからないといふのは、警察の方では調査をすることができないわけですか。

○説明員(近藤恭二君) 警察がそういう中を調査いたします場合には、裁判官の令状を得て行うことにいたしております。

○神谷信之助君 これは中の状態がわからぬとおっしゃるけれども、その辺はいかがですか。

○説明員(近藤恭二君) 警察がそういう中を調査いたします場合には、裁判官の令状を得て行うことは、他の団結小屋その他要塞等を含めまして、どういう状態になつておりますか、その中の状況はちゃんと存続をしない状況になつていると言えるのでしょうか。

○神谷信之助君 それじゃ聞きますが、たとえば三・二六のときにも使われた団結小屋については、すべて令状を取つて検査をしているという状況ではないんですか。

○説明員(近藤恭二君) あとで無関係と断定をしているわけではございませんので、私ども証拠を用意いたしまして、裁判官の令状を得て、その許可を得てやつたのがこれだけの個数であるといふように申し上げたわけでございます。

○神谷信之助君 その点が非常に私ども納得できないわけです。非常に厳重な警戒態勢といいますから警戒態勢を組んで、非常事態といいますかそういう暴挙が行われるかもしれないということを予測をして、そして十分な警備態勢をとっているわけですね。だから、非常駐の団結小屋あるいは二ヵ所の要塞、これらが少なくとも警戒をしなきゃならぬことになりますね。それらが実際にちんと使われたのかどうかという点については、したがって十分な態勢を組んでおれば証拠品というのを、証拠の状況というやつはつかめるんで、令状を取ろうと思えば取れる、この三十何ヵ所あつて十一ヵ所だけやつて、たとえば残りをほつておけば、今度はあちこち武器を動かしたりいろいろそこのういう措置ができるわけですね。だから一拳によつていてどうしてそれがやれないのか、どうもわれわれその辺が疑問を持つんすけれども、いかがですか。

○説明員(近藤恭二君) 繰り返し御答弁申し上げましたように、三・二六の事件の出撃の拠点とかあるいは共謀關係その他背後關係等につきましてただいままさに検査を進めている段階でございまして、その点につきましては御容赦いただきたいと思います。

○神谷信之助君 それじゃ今度この法律ができるまで相当数の凶器類を押収をいたしております。したがいまして、そういう枠の中で可能な限りの努力をして、精いっぱいの努力をしていながら、法の執行について協力をしなければならない義務規定も設けております。現実的には警察等の日々の調査資料等の提出を求めて、そうしてそれを執行に当たるということに当然なるかと思つております。

○神谷信之助君 これは警察官、警察の方に資料の提出を求めてそれに基づいて判断をするということですが、そうすると、ここで職員に調査権を与えるということになつてますが、実際には調査権は行使をしないということを考えているんですか。

○説明員(近藤恭二君) この今度の法律の運用につきましては、これは主管庁が違いますので私ども申し上げるわけにまいりませんけれども、私は理解しているところでは、今度の法律の目的

を得て検査をいたしますので、何か一般的に怪しいということで網をかけて中の検査を全面的にやるというふうなことはいまの法制上できませんので、私ども法律に従つてできる限りの努力をしているというふうに御理解いただきたいと思いま

す。三・二六のあの鬨闘に關連があつたということですから三十三ヵ所でしたか、三十三ヵ所と非常に駐が二ヵ所、要塞が二ヵ所ですから計三十七ヵ所になりますね。三十七ヵ所のうち十一ヵ所だけがで、あととのところは無関係だったと、そういう認定ですか。

○説明員(近藤恭二君) あとが無関係と断定をしているわけではなく、それに対する態勢をとつて、警戒態勢をとつてますわね。ですから何もそうで、何どいですか網を張つてということではなく、現実に今までそれが拠点に使われ、武器庫に使われ、出撃拠点になつてゐるという状況があるわけですから、それに対する態勢をとつて、警戒態勢をとつていてますわね。そこで何もそうして必要な措置をとつていくというのが現行法の中でもやろうと思えば私はやれることなんだ

と。問題なのは、現行法を部分的に使つて常に一部は残しておき、一部は温存して、そしてまた繰り返しをやつてある。本当にこれを根絶をすると

いう立場で現行法を運用し、できることを全部やるということをやらない。できることがあるのにやらない、そういう状態で今日まで推移をしてきて

いるといふようわれわれは考えざるを得ないと思うんですがね。どうでしよう。

○説明員(近藤恭二君) 検査につきましても、これは具体的な発生いたしました事件について、その事件に即して説明をして令状を得るわけでござります。したがいまして、そういう枠の中で可能

な限りの努力をして、精いっぱいの努力をしてい

ますまで相当数の凶器類を押収をいたしております。したがいまして、その点は御理解いただきたいと思います。

○神谷信之助君 それじゃ今度この法律ができるまで相手の凶器類を押収をいたしております。

○説明員(近藤恭二君) これがどうなるかといふと、それがどんどんやれるということになるわけですか。言つうなれば裁判所の令状が要らぬから今度はもうどんどんやれますよということをおつしやるわけですか。

○説明員(近藤恭二君) この今度の法律の運用につきましては、これは主管庁が違いますので私ども理解しているところでは、今度の法律の目的

は、制限された特定の地域の中の工作物につきまして、多数の暴力主義的破壊活動者の集合の用その他について規制が加えられるというふうに承知をいたしております。

○神谷信之助君 もう一点警察に聞いておきますが、今までの調査で団結小屋の所有主がわからぬ、すなわち調査できていないわけですか。

○説明員(近藤恭二君) 先ほども申しましたように、たび重なる検査などで立会人などで一部は氏名がわかつている者もござりますけれども、所有者につきましてはほとんどわかつていないというのが現状でございます。

○神谷信之助君 この法律で公團なり運輸省の職員が調査権を持つということになりますが、警察活動についての知識も経験もないこういう職員の人たちが調査権を与えられて、そうして調査ができるということになるんでしょうか。この点はひどつ提案者はどのようにお考えですか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 御心配の点、ごもつともだと思います。しかし、この法律の中につきましては、関係各省庁は、この法律が通つたとおり、関係各省庁は、この法律が通つたとつ提案者はどのようにお考えですか。

○神谷信之助君 御心配の点、ごもつともだと思います。しかし、この法律の中につきましては、関係各省庁は、この法律が通つたとおり、関係各省庁は、この法律が通つたとつ提案者はどのようにお考えですか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 御心配の点、ごもつともだと思います。しかし、この法律の中につきましては、関係各省庁は、この法律が通つたとおり、関係各省庁は、この法律が通つたとつ提案者はどのようにお考えですか。

○神谷信之助君 これは警察官、警察の方に資料の提出を求めてそれに基づいて判断をするといふの執行に当たるということに当然なるかと思つております。

○神谷信之助君 これは警察官、警察の方に資料の提出を求めてそれに基づいて判断をするといふの執行に当たるということに当然なるかと思つております。

○神谷信之助君 これは警察官、警察の方に資料の提出を求めてそれに基づいて判断をするといふの執行に当たるということに当然なるかと思つております。

○神谷信之助君 これは警察官、警察の方に資料の提出を求めてそれに基づいて判断をするといふの執行に当たるということに当然なるかと思つております。

○神谷信之助君 これは警察官、警察の方に資料の提出を求めてそれに基づいて判断をするといふの執行に当たるということに当然なるかと思つております。

言っているのは、そういう職員に調査をする権限を与えてもらっても、實際にはできないんじゃないのか。その点は先ほどの答弁では、そういうことなんですが、警察から資料をもらいますと言つんでしょう。恐らく警察——それじゃ職員に権限を与えたと言つても調査をする必要はないということなんです、そんな権限を与えるようなことを法律で規定する必要もないじゃないかということを言つておるんですがね。

なりますか、運輸大臣が禁止命令等を出してしまって、その命令が確保されているかどうかといふことについての調査でございますので、これはもう当然行政調査ということになります。

○神谷信之助君 禁止命令を出して、それがやられておるかどうかというのを調査に行くと、それで警察活動の経験もない者がそういうのを——まだある、あるいは使用しているかもわかりませんね、そういうことができるということになるわけですか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 私のいま申し上げた趣旨は司法上の調査ではない、捜査でもないと。つまり行政命令を発して、その命令が守られていいるかどうかという現状の調査を運輸省の職員にやらせるということです。いま現実にそれがまだ暴力集団によって占拠されておつて危害を加えられるようなおそれのある場合は、恐らく運輸省の職員は逃げて帰ってくると思いますが、その後の処置は封鎖とかいうような段階になりますと、これは当然もう警察の協力を得てやらざるを得ないということになると思います。

○神谷信之助君 そういうことであれば、警察の現行法の状況で警察権行使をするということで私は十分やれると思うんですね。

それで、もう時間がありませんから最後にちょっと申し上げておきたいと思うんですが、これは五月五日の新聞ですが、これには反対同盟の戸村委員長、これは新聞によりますと先月二日の集会で「開港すれば、だれでもスーツケースを持って

空港に堂々と入れる、開港したからといって、われわれの闘争は終わらない。乗客に迷惑をかけるのが目的ではないが、結果的に巻き添えを食うこととも十分考えられる」と、こういうように抗議をしている。それから中核なり第四インターなど、こういう暴力集団もそれのセクトも無制限、無制約のゲリラ闘争で開港を爆破するということも公言を、予告をしておりますから、しながら、そして先ほど提案者もおっしゃつて、いるような無法状態をつくり出しておいて、そしてもうお手上げですと、そういう法律をつくらうというようななそういう態度というのは、私は許すことはできないと思います。われわれやっぱり現行法の枠の中で十分にこれらの問題をいまでも根絶することができると、そのことは幾たびも指摘をしているわけですから、こういう法律をつくるまでもなしにそれは可能であると、無用な運輸省の役人に、職員にそういう権限を与えてみたりして、責任を運輸省になすりつけて、そして警察の方の警察活動を故意に過ごすということはこれは許されないし、すでにもうそういう予告をやっているわけですから、もしそういう事実が防止できないようなことになれば、それはまさに警察の権威を問われる問題になるし、政府自身の権威にもかかる重大な問題であるということだけを警告して、時間でありますからこれで終わります。

くされていないんではないだろかという気はしておるわけであります、いざれにしてもいまでわかれよつとしている不法事犯に対する対処としては必要がないというわけにはいかない。たゞ問題は、必要というのはこれは発明の母であることは間違ありませんが、父ではないわけであつて、母の盲目的愛で適當な発明をつくしてしまつてはいけない。やはり父の冷静な心がなければいけないと思うわけであります。

この法律は、どうも必要を確保するためにいろいろなところからいろいろな手段を集めまして非常によく検討されてたくさんものを持ってきているという点は敬服すべきであろうと思ひますが、余りにもあれも便利がいい、これも便利がいいなどたくさんものを持つてき過ぎて、たゞに、本当に日本の法体系の中で調和のとれた法になつて、いるかというと、相當に調和を乱してしまつてはいけないかと思ひます。どうも本法ではキーワードが三条一項の禁止命令でありまして、この禁止命令が出来ますと、通常の法が適用されるべき地域が突然戒厳令があるいは恐怖と強権が支配する空間に変わってしまう、いうような、そこまで言うと大げさと思われるかもしれません、あるいはそういう可能性もある、ということを感じるわけであります。

捜査ではございませんので、別段そのための手続を特に設けなきゃならぬというふうには考えておりません。

○江田五月君 そうしますと、この質問の場合に、一体どういうことを質問するかということになりますが、この命令の履行の確保のために必要な質問をなさるわけでありますから、そうするところは、一体この多數の暴力主義的破壊活動者が集合したのかどうかと、あるいは何か火炎びん等を保管しておるのではないかとかいうようなことを質問するのが最も直截でありますから、それははなはだちこの九条一項によりまして、三条一項違反の罪に関する質問をすることになるのぢやないだろうか、あるいはその質問をする、質問を受ける者についての限定が関係者というだけしかないわけでありまして、禁止命令の名あて人だけに質問ができるわけじゃない。もっと大せいの関係者といいますと何が関係者になるのかわかりませんが、非常に広がるおそれがある。あるいは質問ができる場所的、時間的限界というようなものも何も規定をしていない。そうしますと、この禁止命令が一度出ますとその周辺、周辺にあるいは限らないかもしけれない、何かちょっと関係者と疑われるような者については、皆いつ質問が来るかわからぬい。きのうどこへ泊まつたかというような質問が来る、その質問に答えないというだけですでに九条の二項の方でこれで犯罪になる。この犯罪が行われましたら、これで現行犯逮捕をされるという非常なことになるわけでありまして、どうもこの規定を恐らく参考にされておるのであろうと思いますが、税法関係のものが辛うじて合憲といいますか、どうもこれが憲法三十八条に適合するという最高裁の判決はあるわけでありますけれども、税法の場合と全然違つて、事項も特定されていないとか、あるいは質問される相手が広がつてしまふ

ます。

大体この規定は行政関係法規におきます一般的規定でございまして、先生の揚げ足をとつて悪いですが、先ほどおっしゃいました、きのうどこで泊まつたかというようなことは、ここで問題になるはずがない。この禁止命令、その建物の使い方が禁止命令に違反しているかどうか、その限りにおいて行政庁の職員がやります。

それともう一点、憲法三十九条 もう私が申し上げるまでもなく、あれは要するに刑事手続における保障である。こちらは行政関係でござります。

○江田五月君 きのうどこに泊まつたかというのは関係ないとおっしゃいますけれども、多数の暴力主義的破壊活動者がどこに集合しているかということを聞く、その質問になるんじやありませんか。それから憲法三十八条第一項の保障というのは、刑事手続だけでなく、實質上刑事责任追及のための資料の取得、収集に直接結びつく作用を一般的に有する手続には等しく及ぶというが最高裁判例であることは、御存しないとは思いませんが、そういう答弁をいただくとは思いませんでした。

そのほかに——時間がもう全くありませんので、聞くことはたくさんあるんですけど、たとえば「損失の補償」の問題にしてもあるいは除却の問題、この三条の九項あるいは六項、このあたりは禁止命令を受けた名あて人以外の者にどんどん広がっていくわけです。その辺の人たち、あるいはそこそこ電力とかガスとか水道とかを供給している業者の人たち、あるいは近辺に限らず、たとえば外の方の道路からそこに至るまでの間の土地を持っている、建物を持っている人たち、そういう人たちにどんどん及んで、そうした物が除却されるというような危険がこの三条の六項、九項あたりで出てくるわけであります。そういうことを考えると、戦争前に非常に日本にたくさんあったといわれる直接強制を戦後私たちには重大な反省をして大幅に取り除いたわけでありますけれども、

それをここで再び大幅に導入する、しかも戦前以

上に導入してくる。しかもこの「規制区域」とい

Rにしたいと思いますので、その辺から伺いたい

と思います。やはり懸念をしないと注意を怠ることになりますから、国会等で議論をされて懸念の点を指摘しておかれるということはきわめて結構あります。どう見えますかしれませんが、そぞ

うのは新東京国際空港の周辺だけという、当面はそのつもりだということあります。二条三項二号によりますと、その外側、たとえばパイプラインはもちろんレーダーサイトとかあるいは考

え方によつては京葉道路、首都高速、それから京成電鉄すべて入つてしまつても可能じゃないかというようなことにならうかと思うんで、相当な大変な問題だと思いますが、法務大臣、一言だけ御答弁を願いたいんです。どうもこういうことで、必要から直ちにどんどん広がってすさまじい法律をつくるというようなことになりますと、やつぱり後世、民主主義というのは衆愚政治だといふふうに言われるようなおそれが出てくるんじゃないだろうか。なかなか行政庁の方々は、さすがしつかりした認識を持っていらっしゃいますから、御自分で提出をされませんが、議会の方に任して提出をさせてしまつというような、そういう民主主義に非常に反するような結果になつていいんじゃないだろか。民主主義というのはやはり寛容の思想というのがその基本になければいけないんで、あるいははじっくりと物事をよく考えていくつて、そうして落ちついて事案を検討していく、そういう姿勢が基本になければいけないん

で、そういうものがなくてどんどんどんどん何か直接強制を大幅に取り入れたという、そういうそしり将来受けようになつて、果たして

いうふうに私も強く存するわけですが、しかし実際に近づいたり遠いところにある、こういうわけではございませんが、世界じゅう見ますといろんなところを破壊しようというグループがあるわけですが、そういう懸念があるとは思いません。範囲も三キロ以内というふうにちゃんととしてありますし、

○前島英三郎君 開港があとわずかということで、それがれども、恐らく成田問題は開港後も引き続きいろいろな問題を含みながら、空港というものが

国際的にも国内的にもいろいろな注目を浴びているわけですから、非常に運輸大臣のお顔の色も疲労こなばいという形で何かやつれているといふふうなことが日を追つて感じられまして、一つの国際空港が開港ということになりますと、その関係者の喜びはもとより、国民のやつぱり一人一人も祝福をしなければならないというよう私には思うわけです。ましてや日本の空の玄関でもある

○國務大臣(瀬戸山三男君) これは先ほど来質疑応答がありました。が共同されて提案されてお

ましたけれども、そしてまた現在はまだ機能を十分発揮していないが、それらのことがいろいろそろつてくると大変いいけれども、御指摘のように、ただ、不安なことがあつたんじやこれはもう大変なことございまして、それなるがゆえに私どもも一生懸命に対処しているわけでございますが、御心配をいただいておりますように、まだそういう点で何にも心配ないというようなことはない

いうふうな、大変評判が悪いわけです。そこでも運輸大臣にお伺いしたいんですけど、そうは言つても開港するわけですから、何としても成田空港

ましたけれども、みんなの空港関係者も、世界一不便だ、そして世界一問題をはらんだ空港だと

いうふうな、大変評判が悪いわけです。そこでも運輸大臣にお伺いしたいんですけど、そうは言つても開港するわけですから、何としても成田空港にしてよかつた、いや成田空港はいいんだというふうに存じております。

○前島英三郎君 いい面はどうしても探してもないと。不安というこの方がやつぱり大臣のお言

葉の中にも幾つか出てまいりましたのですが、か
といって、いろんな一つの空港をつくるまでのブ
ロセスの問題が幾つか指摘されているわけですけ
れども、そして起き上がる、無理押しで起き上が
る空港で、それにはいろんな形の運動、もちろん過
激派対策に対する、それはやっぱり法治国家とし
ての威信を保つためには仕方がないことにいたし
ましても、今度のような緊急措置案みたいなも
のがつくられる。じゃ、今度国の方策の一つとして
道をつくる、あるいは橋をかけるというような形
の中で、こり押しをした政策の中で反対運動み
たいなものが起つた場合には、その三キロの範
囲内を政令で定める区域内とするというような形
で、どんどんこうした法案が乱造されることを大
変私は懸念するわけですが、その辺、法治国家と
して何かそういうがんじがらめに法律の中に国民
が縛られるというのは、今後民主主義に反すると
いう気がするんですが、法務大臣、その辺の法案
乱造の傾向に対してはどういうお考えでしょ
か、ちょっとお伺いいたします。

○國務大臣(福永健司君) ちょっとその前に。
いいところというのは、実は挙げ切れぬほどた
くさんあるわけです。そこで私申しきなかつたんで
すが、申さないから、ないからと言えないんだろう
というお話をございますが、そういう意味ではな
いことを御理解をいただきたいと思います。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 法案を乱造する懸念
はないかと。私は法案は乱造すべきものでなく
て、必要に応じてやるべきものだ、時勢が進展
し、社会が変化いたしまして、それで国民生活が
平穏でないという事態が起つりました場合には、
民主主義国家においてはそれを排除するのは当然
でございます。これは乱造でなくて、必要に応じ
てやることでございます。むちやくちやに人権を侵害する法律をつくるということは断じて
やるべきではない、かように考えております。

○前島英三郎君 開港後一週間は送迎もできない
ということで、恐らく成田空港の周辺は警備陣で
いっぱいです。入国するにしましても、出国する

に際しましても、身内の送迎はありがたいもので
すが、警備陣の送迎などというのは余りうれしい
ものじゃありませんし、まあ制服か私服か、どう
いう形の警備体制かわかりませんですが、それは
今後どのくらい続くものなのか。マスコミの報道
によりますと、一週間は当面は送迎は無理だとい
うようなことのようあります。でも、いまの警察
も、日本の警察も決して少ないと、いうわけじゃな
くて、諸外国は四百人に対し一人というような形
ですが、いま大体七百人か八百人に対し一人と
いうふうな非常に多い形だというふうに伺つてお
りますけれども、その辺で果たしてどのくらいま
で送迎ができないのか、そしてまたどのくらいま
で警備をするのか、それが果たして持続できるも
のなのかどうか、国家公安委員長に伺いたい
と思います。

○國務大臣(加藤武徳君) 空港を利用なさる離着
陸の乗客の利便はもとよりでありますけれども、
歓送迎者や見学者に最大の利便を圖つてしまいま
すのがたてまえであろうと思うのでありますけれ
ども、開港いたしましてしばらくの間は、移転等
もまだ悉皆完了しておらない状況のようでありま
すのと、ことに極左暴力集団の動きの予測がきわ
めて困難でござりますから、残念ながら、当分の
間は公団とよく相談をいたしながら、原則として
歓送迎や見学者の制限をいたさざるを得ない、か
のような状況でござりますが、ただ、これはたてま
えでございまして、たとえば身障者の方の介添え
の方でありますとか、あるいはまたお年寄りと
か、子供さんの付き添いの方等に對しましては、
当然お入りいただき、利便を図つていかなければ
ばならぬ、このことがたてまえでござります。

そこで、どの程度歓送迎者並びに見学者の制限が
続くかにつきましては、予測をしがたいのでござ
りますが、一に極左暴力集団等の動きにかかるて
おるのでありますけれども、当分の間は制限を行
わざるを得ない、かような状況でありますことの
御理解をいただきたい、かように思う次第であ
ります。

○前島英三郎君 最後の質問になりますが、特に
アクセスの問題で今後は大きないろいろな問題を
はらむと思うのですけれども、特に私も委員会で
再三身障者に対する問題を要請をいたしました。
で、西欧の空港は非常に平面的な形で、これはもう
ハンディキャップを持つた人は自由に空港が利用
できる。しかもみんなと一緒に利用できるという
部分があるので、御承知のように成田は、一
番右の、車いすがターンできないような小さなエ
レベーターで、しかも左のウイングからというよ
うな形になりますと、大変な距離を歩かなければ
ならない。こうしたものを幾つか私要求してま
りましたが、いま開港を目前にして、どの辺まで
警備をするのか、それが果たして持続できるも
のなのかどうか、国家公安委員長に伺いたい
と思います。

○國務大臣(福永健司君) 前々から前島さんのそ
うした御発言を私伺つております。鋭意、そういう
ことにも対処してまいります。次第でござります
が、身障者からこの点につきましてはさらに追加
して答弁をさせることにいたします。

○政府委員(高橋寿夫君) 私も先生の御指摘も
つともだと思います。ただ、公団がどこまで今日
対応してきてるか、たゞいま公団の担当者も來
ておりませんし、データもいま私持つておりませ
んので、後刻調べましてお届けいたします。

○前島英三郎君 ありがとうございました。
○委員長(三木忠雄君) 他に御発言もなければ、
本連合審査会はこれにて終了することに御異議
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認めます。
よつて、連合審査会は終了することに決定いたし
ました。

これにて散会いたします。

午後零時十七分散会

昭和五十三年六月五日印制

昭和五十三年六月六日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局